する省令(案)新旧対照表薬事法第二条第十四項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令の一部を改正薬事法第二条第十四項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令の一部を改正

 \bigcirc 生労働省令第十四号)(抄) 薬事法第二条第十四項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令(平成十九年厚) 薬事法第二条第十四項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令(平成十九年厚

(傍線部分は改正部分)

九十六~百二十 (略) ルブタノアート及びその塩類 ーHーインダゾール―三―カルボキサミド」―三―メチ	九十五 メチル=二―[一―(五―フルオロペンチル)―十八〜九十四 (略) インダゾール―三―カルボキサミド及びその塩類 ―ニ―イル)―――(シクロヘキシルメチル)――H―	/ミノーニーメチルーーーオキソブ	改正案
九十四~百十八(略)	(新設) 十七~九十三 (略)	(新設) (新設) (新設) (指定薬物)	現行

 \bigcirc る省令 (平成二十六年厚生労働省令第七十五号) 薬事法第二条第十四項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令の一部を改正す

(傍線部分は改正部分)

第三十五号から第百二十号までを一号ずつ繰り上げる。 第一条中第三十三号を削り、 (略) 改 正 第三十四号を第三十三号とし 案 第三十四号から第百十八号までを一号ずつ繰り上げる。 第一条中第三十二号を削り、 (略) 現 第三十三号を第三十二号とし 行

 \bigcirc 薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令(新旧対照表の用途を定める省令(平成二十六年厚生労働省令第七十五号)の規定による改正後の薬事法第二条第十四項に規定する指定)(附則第二項の規定により改められた薬事法第二条第十四項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等)

(傍線部:

分

は改

正部分)

第一 三十三~百十九 (削除) <u>〜</u> 三 十二 条 (指定薬物) (略) (略) 改 (略) 正 案 第 三十四~ 三十三 一 条 ~ 三 十 二 (指定薬物) の塩類 (略) ·百二十 丰 H ーインド ー IJ 略) 略) 現 ル ||カ 行 ルボキシラー 五 フ ル オ - ト及びそ 口 、ンチ